

令和3年 第7回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和3年7月26日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 3時50分 会長代理
5. 議長 会長 根岸 茂登雄
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	欠席
2	塚田 あつ子	〃	〃 2	井上 進	出席
3	深田 敏男	〃	〃 3	岡部 順一	〃
4	長谷川 雄二	〃	〃 4	萩原 良三	〃
5	飯野 泰司	〃	松久 1	小暮 義昭	〃
6	中沢 秀樹	〃	〃 2	田端 益隆	〃
7	中島 勝	〃	〃 3	徳世 久美子	〃
8	坂本 典穂	〃	〃 4	播摩 卓也	〃
9	中沢 健太郎	〃	大沢 1	阿武 富士子	〃
10	根岸 茂登雄	〃	〃 2	栗原 裕	〃
11	中嶋 敬子	〃	〃 3	根岸 上	〃

農業委員会委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名  
 農地利用最適化推進委員 出席：10名 欠席：1名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 堀内 匠 上田 禎礎
9. 会議進行状況

議長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員11人、農地利用最適化推進委員10人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第7回会議を開きます。

会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に9番委員並びに11番委員を指名いたします。

会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

第1号議案 農地法第3条を議題といたします。3条の番号1について、事務局より説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>3 ページの番号 1 をご覧ください。</p> <p>番号 1 申請者 受人 ○○市○○町△△△△番地△ ○○ ○○ 渡人 ○○  ○○郡○○町大字○○△△△番地△ ○○ ○○ ○○県○○郡○○町大字○○△△△  番地△ ○○ ○○ 土地の所在 大字○○○字○○○△△△番地 地目 畑 面積  845 m<sup>2</sup>、大字○○○字○○○△△△番地 地目 畑 面積 418 m<sup>2</sup>、大字○○○字○  ○○△△△番地 地目 田 面積 2,237 m<sup>2</sup>、大字○○○字○○○△△△番地 地目  田 面積 2,980 m<sup>2</sup>、大字○○○字○○○△△△番地 地目 田 面積 6,017 m<sup>2</sup>  合計 5 筆 12,497 m<sup>2</sup> 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作  地 22,815 m<sup>2</sup> 仮受地 0 m<sup>2</sup> 貸付地 0 m<sup>2</sup> 取得状況 平成 28 年 12 月 7 日相続  不耕作 無 家族数 7 従農数 3 形態 専業 位置 農用地区域 自宅から 3  km 取得前 △△△番地、△△△番地は畑、△△△番地、△△△番地、△△△番地は  田 取得後 △△△番地、△△△番地は畑、△△△番地、△△△番地、△△△番地は  田</p> <p>4 ページをご覧ください。</p> <p>左側が△△△番地、△△△番地の付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。</p> <p>5 ページをご覧ください。</p> <p>左側が△△△番地の付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。</p> <p>6 ページをご覧ください。</p> <p>左側が△△△番地、△△△番地の付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。  申請地の△△△番地、△△△番地は大字○○○字○○○地内の農地の畑で、現在は保  全管理されております。また△△△番地、△△△番地、△△△番地は大字○○○字○  ○地内の農地の田んぼで、現在は水稻が栽培されております。</p> <p>受人の年齢は現在 4 8 歳の専業農家であり、○○市の認定農業者です。主に水稻や露  地野菜（ネギ）を生産されております。</p> <p>従農数ですが、3 人で本人と父と母が農作業に常時従事しているため、3 条の許可要  件は満たしております。</p> <p>今回申請に至った経緯ですが、渡人は、相続で譲り受けたが耕作できないため、受人  は、経営規模を拡大し、稲作、ネギの生産向上を図るとのことで話がまとまったとの  ことです。</p> <p>以上番号 1 の案件になります。ご審議お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>3 条の番号 1 を審議いたします。8 番委員より補足説明をお願いします。</p>
<p>8 番委員</p>	<p>申請人から連絡があり、現地を確認いたしました。特に問題ないと思いますので、  ご審議をよろしく申し上げます。</p>

議 長	次に、推進委員東児玉3番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 東児玉3番	現地を確認しました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。
議 長	次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。意見がないよう ですから、次に移ります。
議 長	次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。 質問がないようですから、採決したいと思います。3条の番号1について、許可と 思われる農業委員の方の挙手を求めます。  (農業委員全員挙手)  賛成全員につき、許可と決定します。  3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第3条の番号1の案件につきましては許可と議決されました。
議 長	第2号議案 農地法第4条を議題といたします。4条の番号1について、事務局よ り説明をお願いします。
事務局	8ページをご覧ください。農地法第4条の規定による許可申請についてです。 農地法4条については、自己所有する農地を農地以外のものにする場合、埼玉県知事 の許可が必要となるものです。 手続きは、5条と同様に農業委員会で審議したのち、結果を県へ送付、その後、埼玉 県が許可・不許可の判断を行います。 それでは番号1について説明いたします。 申請者 大字〇△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇〇△△△番△

	<p>地目 田 51㎡ 転用目的 道路用地（進入路） 申請内容 職業 農業 新設  道路拡幅用地 取得状況 平成元年2月18日 相続 仮登記 無 抵当権 無  位置 第1種農地 農用地区域外 宅地から7m 令和3年2月16日農振農用地  地（青地）より除外です。</p> <p>次ページをご覧ください。場所は大字〇字〇〇〇地内の農地になります。</p> <p>次ページをご覧ください。</p> <p>公図と配置図になります。申請地北側が自宅です。</p> <p>申請者は母屋（昭和44年建築）の建て替えを検討したところ、現在の建築基準法上の道路に接していないため立て替えられず、建てるには4mの道路幅員が必要となることから、申請地の自己所有地である田んぼを分筆して道路幅員を確保し、整備後は町へ寄付するとのことです。</p> <p>申請地は第1種農地で転用が難しい場所ですが、例外規定に居住する者の日常生活に必要な施設である場合は許可の可能性あることから申請に至ったとのことです。</p> <p>なお、申請地は農振農用地（青地）から除外しており、除外にあたり、昨年の令和2年7月と11月に農業委員会へ意見照会があった件となります。</p> <p>建て替え予定の建物は建築面積89.18㎡の1階建てで、水道は既設のものを利用して、排水については、建築建物西の水路へ放流するとのことです。</p> <p>8ページにお戻りください。ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>4条の番号1を審議いたします。4番委員より補足説明をお願いします。</p>
4番委員	<p>申請人から連絡があり、現地を確認いたしました。特に問題ないと思いますので、ご審議をよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、推進委員東兎玉4番より意見がありましたらお願いします。</p>
推進委員 東兎玉4番	<p>申請人から連絡あり、現地を確認しました。特に問題ないと思いますので、ご審議をよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。意見がないようですから、次に移ります。</p>
	<p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。5番委員</p>

5 番委員	付近の状況図にある沖屋敷とはなんですか。
議 長	事務局より説明お願いいたします。
事務局	沖屋敷とは小字の名称です。
議 長	<p>他に質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。4 条の番号 1 について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>4 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
事務局長	農地法第 4 条の番号 1 の案件につきましては許可と議決されました。
議 長	第 3 号議案 農地法第 5 条を議題といたします。5 条の番号 1 について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>1 2 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。</p> <p>番号 1 受人 ○○市○○○△丁目△△番△△号 ○○○△△△ ○○ ○○ 渡人  大字○○○△△△番地 ○○ ○○○ 土地の所在 大字○○○字○○△△△番△  地目 畑 1 筆 2 5 1 m<sup>2</sup> 自己用住宅 使用貸借権 永久 申請内容 無職 新  設 1 棟 6 7 . 0 7 m<sup>2</sup> 1 階建て 取得状況 平成 3 0 年 1 1 月 2 8 日 相続 仮登  記 無 抵当権 無 位置 第 2 種農地 農用地区域外 宅地に接続</p> <p>1 3 ページをご覧ください。</p> <p>場所は大字○○○字○○地内の農地になります。</p>

	<p>次ページをご覧ください。公図、配置図になります。受人は〇〇市の借家に住んでいるが、今後、高齢（63歳）になると、契約更新や新規契約が難しくなると考え、自己用住宅を考えるようになったとのこと。姉に相談したところ、実家近くの姉の所有地への建築を進められ計画したとのこと。</p> <p>道路接続については、申請地東の道路は認定外道路となっており、建築基準法上の道路と認められないことから、2mの接道要件を満たす、住宅敷地は2m以上道路に接している必要があるため、南の県道まで敷地を伸ばし、上下水道は東の道にある管へ接続するとのこと。建物は新築1棟1階建てで建築面積は67.07㎡の予定です。</p> <p>12ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	5条の番号1を審議いたします。8番委員より補足説明をお願いします。
8番委員	現地を確認いたしました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしく申し上げます。
議 長	次に、推進委員東兎玉3番より、意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 東兎玉3番	現地を確認いたしました。特に問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。
議 長	他に推進委員の方で意見はありますか。意見がないようですので次に移ります。
	次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。5番委員。
5番委員	受人の職業と年齢を教えてください。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	受人の職業は無職で年齢は63歳です。

<p>議 長</p>	<p>他に質問はありますか。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号1について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>続きまして、5条の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>番号2をご覧ください。</p> <p>受人 ○○○○市○○△丁目△番△△号 ○○○○○○○○ ○○ ○○ 渡人 ○○ ○郡○○町大字○○△△△番地△ ○○ ○○ 大字○○字○○△△△△番△ 地目 畑1筆 1,795㎡ 転用目的 建売分譲住宅8棟 権利内容 所有権 申請内容 職業 不動産業・建築業 新設 8棟 470.19㎡ 1階建て1棟 2階建て7 棟 取得状況 平成28年12月21日 相続 仮登記 無 抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 です。</p> <p>15ページをご覧ください。場所は大字○○字○○境地内の農地になります。 一枚ページをめくっていただきますと公図、配置図になります。</p> <p>受人は○○○○市に本店を置き、全国95店舗を構えて住宅販売を行っています。 直近では、平成30年7月に○○○地内、令和元年6月に○○地内、令和2年1月に ○○地内、4月に○○地内で10棟の建売分譲住宅として農転の許可をとり販売して いる実績がございます。</p> <p>申請地周辺は住宅が建ち、高い位置にあることから日当たりもよく住環境が良い土地 とのことです。住宅地として静かな環境であり、土地代も安かったことから販売価格 も大幅に下げることができ十分早期完売が見込めるとのことです。建築プランは、1 区画当たり224㎡68坪に2LDKの平屋1棟、4LDKの2階建て7棟で、2台 分の駐車スペースを確保して棟建築予定とのことです。</p> <p>道路接続については、申請地前の道路に水道と集落排水を接続し、さらに消火栓を設 置するとのことです。申請地は1,795㎡で1,000㎡以上になることから、建 設環境課にて開発協議を行ってまいりました。しかし、水道の圧が低いことが判明し、 現在水道課で調整中のため結論が出ておりません。この状況下でのご審議になりま すがよろしく願いいたします。</p> <p>12ページにお戻りください。ご審議をよろしく願いいたします。</p>

議 長	5条の番号2を審議いたします。2番委員より補足説明をお願いします。
2番委員	推進委員大沢3番委員と一緒に現地確認いたしました。業者が現地におられて話を聞いておりますと、擁壁を高くしないと崩れてしまうとのことで擁壁を高くするとおっしゃっていましたが問題はないと思います。ご審議お願いいたします。
議 長	次に、推進委員大沢3番より、意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 大沢3番	2番委員と現地を確認いたしました。申請地は傾斜があり、擁壁を高く設けないとがけ崩れ、地盤沈下などの恐れがあるようです。建築基準法にのっとった擁壁を設けていただきたいと思います。ご審議お願いいたします。
議 長	他に推進委員の方で意見はありますか。大沢2番。
大沢2番	水道の問題と開発協議の結論が出ていない中での申請ですが、問題ないのですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	農業委員会は開発協議等の協議が終わっていない中での申請は難しいと申請者に説明したのですが、許可か不許可の結果を出していただきたいとのことです。
推進委員 大沢2番	開発協議が終わっていない中では、許可は出せないのではないのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	事業の実現性というのが確実なものではないので、許可を出すのは難しいという話



	<p>は、何度も申請者にしたのですが、それでも許可か不許可の結論を出してほしいとのことです。</p>
議 長	<p>他に推進委員の方で意見はありますか。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。6番委員。</p>
6番委員	<p>私は、開発協議が終わっていない中で、農地転用の申請というのは少し無謀なのではないかと思います。ちなみにどのくらいの価格で販売する予定なのか教えていただきたい。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>販売価格までは把握しておりません。</p>
議 長	<p>他に農業委員の方で質問はありますか。1番委員。</p>
1番委員	<p>水道の水圧の低いとのことですが、申請地は水道の本管は入っているのですか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>既設の配水管につなぐとのことでしたが、水道課のほうで調べた結果、申請地の上には住宅があるがそこでも水圧が低いとのことで、申請地に住宅が建てられるかどうかは現在協議中とのことでした。</p>
議 長	<p>そのような問題がある中での審議というのはおかしいのではないのでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局	水圧の問題ですが、申請地の斜面を見れば水圧が低いというのは分かるようですが、気づかず計画が進み、開発部局が関係機関に意見照会をした中で、水圧が低いことが判明し、近隣に影響が出るということで調整中とのことです。
議長	その他に農業委員方から質問ありますか。5番委員
5番委員	私は、水道の問題が解決するまでは、保留でいいのではないかと思います。
議長	その他に農業委員方から質問ありますか。8番委員
8番委員	農地転用の要件で、個人住宅だと転用面積は500㎡までと聞いておりますが、業者はどのくらいの面積まで許可が出せるのか教えていただきたい。
議長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	1棟あたり500㎡を超えなければ何棟建てても問題ありません。
議長	その他に農業委員の方から質問ありますか。3番委員
3番委員	水道の問題がありますが、問題は解決する見込みはあるのですか。
議長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	総会前に水道課に確認したのですが、現時点では何とも言えない状況ということを知っております。その旨を申請人に話したのですが、それでも総会にかけてほしいとのことですので今回の申請に至ったようです。

議 長	他に農業委員の方で質問はありますか。 7 番委員
7 番委員	農地転用の許可要件が、事業計画の具体性がはっきりしていないと許可が下りないということですが、現時点で開発の許可がおりていないということは事業計画の具体性がないということだと思のですが、開発の許可が要件に含まれるのか教えていただきたい。
事務局	農地転用は、事業の実現性があるかどうかというところなので、その判断の中で開発の許可というのは判断の一つだと思います。
議 長	他に農業委員の方で質問はありますか。 1 番委員
1 番委員	今回の申請地に住宅を建てる際の水道の工事は、誰が負担するのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	基本的には、建てる方が負担するとのことです。
議 長	他に質問はありますか。 質問がないようですから、採決したいと思います。5 条の番号 2 について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。  (農業委員全員不挙手)  反対全員につき、不許可と決定します。  続きまして、5 条の番号 3 について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>番号3をご覧ください。</p> <p>受人 ○○市○○○△△△番地△ ○○ ○○ 渡人 ○○市○○町○△丁目△番△△ ○○○ 大字○○字○○○ △△△△番△ 地目 畑 1筆 441㎡  転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 職業 会社員 新設 1棟  65.42㎡ 2階建て 取得状況 平成4年7月20日 合併による所有権登記  仮登記 無 抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 です。  17ページをご覧ください。場所は大字○○字○○○地内の農地になります。  次ページをご覧ください。公図、配置図になります。受人は現在両親と同居しているが、独立を考えて借家も検討したが、結婚を見据え交際している方もおり、お互いの家の中間地点である美里町の申請地に計画したとのことです。  道路接続については、申請地西の道路に埋設してある水道と集落排水に接続することです。  建物は新築1棟2階建てで建築面積は65.42㎡の予定です。  12ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>5条の番号3を審議いたします。2番委員より補足説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>現地を確認いたしました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次に、推進委員大沢3番より、意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 大沢3番	<p>現地を確認いたしました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>他に推進委員の方で意見はありますか。意見がないようですので次に移ります。  次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号3について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p>

<p>事務局</p>	<p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>続きまして、5条の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>番号4をご覧ください。</p> <p>受人 大字〇〇△△番地△ 〇〇 〇 渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 大字〇〇字〇〇△△番△ 地目 畑 1筆 390㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 使用貸借権30年 申請内容 職業 会社員 新設 1棟 75.35㎡ 2階建て 取得状況 昭和20年9月20日 相続 仮登記 無 抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 です。</p> <p>19ページをご覧ください。場所は大字〇〇字〇〇地内の農地になります。申請地は令和2年11月20日に農振農用地(青地)から除外になっています。除外にあたり、令和2年8月に農業委員会に意見照会があった件になります。</p> <p>次ページをご覧ください。公図、配置図になります。</p> <p>受人は北側の隣接地で母と叔母、そして受人の家族3人の5人で生活しています。当初は母と受人家族の4人で暮らしていたが、叔母が夫と死別して母と同居することとなり、家の中が何かと手狭になり、母に相談したところ、家の南側が祖父の土地であり借り受けることができるとのことで計画したとのことです。</p> <p>道路接続については、申請地西の道路側溝に排水に接続し、水道は西の道路に無いため、母の家から引き込むとのことです。これについては、水道担当にも確認しています。</p> <p>建物は新築1棟2階建てで建築面積は75.35㎡の予定です。</p> <p>12ページにお戻りください。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>5条の番号4を審議いたします。7番委員より補足説明をお願いします。</p>
<p>7番委員</p>	<p>現地を確認いたしました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、推進委員大沢1番より、意見がありましたらお願いいたします。</p>

<p>推進委員 大沢 1 番</p>	<p>現地を確認いたしました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に推進委員の方で意見はありますか。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号4について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>農地法第5条の番号1、番号3、番号4の案件につきましては許可と議決されました。番号2の案件につきましては不許可と議決されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>第4号議案 営農型太陽光発電関連の農地法第3、5条の規定による許可申請案件について議題といたします。第4号議案について、5番委員に直接関係がありますので審議の間、退席をお願いします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>営農型太陽光発電施設については、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光パネル等を設置して発電を行うものです。</p> <p>農地法の手続きとしては、3年ごとに5条で太陽光パネル等の支柱の一時転用許可、3条で太陽光パネルが上空を覆うため、地上権の許可が必要となります。</p> <p>今回の申請は営農型太陽光発電施設4期分として、平成27年8月に発電事業者、〇〇〇〇〇〇〇が許可となった件になります。</p>

その後平成31年3月に発電事業者が現在の19事業者となり、更新の許可を得ています。現在の一時転用期間が8月20日で切れることから、更新の申請がありました。

22ページをご覧ください。

農地法第3条の番号1から19号議案と27ページの農地法第5条の番号1から19号については同じ場所になります。

22ページ、3条の許可基準について説明させていただきます。

こちらは、農地の上空に太陽光パネルを設置するため地上権の許可となります。基準としては、周辺農地の営農に支障がないこと。営農を行うものに同意を得ていること。となっております。

周辺農地からはこれまでも苦情等なく、また営農を行う〇〇〇〇からも同意書が提出されています。

つづきまして、27ページ、5条の一時転用許可基準について説明させていただきます。

太陽光パネル下部農地での営農が継続して行われているかでございます。

発電事業者からは、榊を栽培している〇〇市の農地と比較して平均的な単収を満たしているとの報告でございましたが、申請にあたり、すべての農地を県と立ち会ったところ、生育不良な箇所もありました。

そこで、県とも協議をさせていただき、県としても生育不良であるからすぐ不許可にするのではなく、不良の原因と改善計画書の提出を求め適切な営農を目指すことを条件に許可を認めるとのことです。

それでは場所について説明させていただきます。

22ページをご覧ください。

○番号1 借人 〇〇〇〇〇〇〇〇 貸人 〇〇 〇〇、〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 2筆 1, 980㎡  
権利内容 地上権 許可日から3年間 太陽光設備の設置のため

27ページをご覧ください。

番号1 受人 渡人 土地の所在は3条と同じです。転用面積 2筆 1, 980㎡の内0.796㎡ 柱部分の面積になります。権利内容 賃貸借権 許可日から3年間。発電出力 109.6kw パネル合計出力 132kwです。

32ページ一覧図の4番と13番、そして36ページの詳細図と配置図、44ページの詳細図と配置図になります。

22ページをご覧ください。

番号2 借人 〇〇〇〇 貸人 〇〇 〇〇、〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 字〇〇〇 △△△番 外2筆 大字〇〇字〇〇△△△△番 畑 5筆 3, 827㎡

27ページをご覧ください。

番号2 受人 渡人 土地の所在は3条と同じです。 転用面積 5筆 3,827㎡の内1. 3235㎡ 32ページ一覧図の1番、2番、12番、33ページ、34ページ、43ページになります。

22ページをご覧ください。

番号3 借人 ○○○○○○ 貸人 ○○ ○○、○○ ○○ 土地の所在大字○○字○○△△△番△ 字○○○△△△番△ 畑 2筆 1,455㎡

27ページをご覧ください。

番号3 受人 渡人 土地の所在は3条と同じです。 転用面積 2筆 1,455㎡の内0. 425㎡ 32ページ一覧図の3番、11番、35ページ、42ページになります。

23ページをご覧ください。

番号4 借人 ○○○○ 貸人 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△△△番 畑 1筆 884㎡

28ページをご覧ください。

番号4 受人 渡人 土地の所在は3条と同じです。 転用面積 1筆 884㎡の内0. 2575㎡ 32ページ一覧表の5番、37ページ上の5になります。

23ページをご覧ください。

番号5 借人 ○○ ○○ 貸人 ○○ ○ 土地の所在 大字○○字○○△△△△番△ △△△△番 畑 2筆 811㎡

28ページをご覧ください。

番号5 受人 渡人 土地の所在は3条と同じです。 転用面積 2筆 2,001㎡の内0. 2935㎡ 32ページ一覧図の6番、37ページ下の6番、3-5・5-5になります。

23ページをご覧ください。

番号6 借人 ○○ ○○ 貸人 ○○ ○、○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△△△番△ △△△△番 字○○△△△番△ 畑、田 3筆 1,646㎡

28ページをご覧ください。

番号6 受人 渡人 土地の所在は3条と同じです。 転用面積 3筆 2,836㎡の内0. 605㎡ 32ページ一覧図の6番、10番 37ページ下の6番、3-6・5-6と41ページになります。

24ページをご覧ください。

番号7 借人 ○○ ○○ 貸人 ○○ ○ 土地の所在 大字○○字○○△△△△番 畑1筆 380㎡

29ページをご覧ください。



番号7 受人 渡人 土地の所在は3条と同じです。 転用面積 1筆 1, 140㎡の内0. 2215㎡ 32ページ一覧図の6番、37ページ下の6番、3-7・5-7になります。

24ページをご覧ください。

番号8 借人 ○○ ○○ 貸人 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○○内  
△△△△番△ 畑1筆 995㎡

29ページをご覧ください。

番号8 受人 渡人 土地の所在は3条と同じです。 転用面積 1筆 995㎡  
の内0. 2575㎡ 32ページ一覧図の7番、38ページになります。

24ページをご覧ください。

番号9 借人 ○○ ○○ 貸人 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△  
△△番 △△△△番△ △△△△番△ 畑3筆 1, 363㎡

29ページをご覧ください。

番号9 受人 渡人 土地の所在は3条と同じです。 転用面積 3筆 2, 113㎡  
の内0. 407㎡ 32ページ一覧図の8番、39ページになります。

24ページをご覧ください。

番号10 借人 ○○○○ 貸人 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△  
△△番、△△△△番 畑2筆 750㎡

29ページをご覧ください。

番号10 受人 渡人 土地の所在は3条と同じです。 転用面積 2筆 1, 789㎡  
の内0. 2215㎡ 32ページ一覧図の8番、39ページ3-10、5-10になります。

25ページをご覧ください。

番号11 借人 ○○○○○ 貸人 ○○ ○○、○○ ○○ 土地の所在、大字○  
○字○○○△△△△番△、△△△△番△、△△△△番△、△△△△番△ 田畑 4筆  
3, 148㎡

30ページをご覧ください。

番号11 受人 渡人 土地の所在は3条と同じです。 転用面積 4筆 5, 672㎡  
の内0. 994㎡ 32ページ一覧図の9番、40ページ上の3-11、5-11の2カ所下の3-11、5-11になります。

25ページをご覧ください。

番号12 借人 ○○ ○○ 貸人 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○○  
△△△番△ 田 1筆 710㎡

30ページをご覧ください。

番号12 受人 渡人 土地の所在は3条と同じです。 転用面積 1筆 2, 131㎡の内0.2215㎡ 32ページ一覧図の9番、40ページ上の3-12、5-12になります。

25ページをご覧ください。

番号13 借人 ○○ ○○ 貸人 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△△番△ 田 1筆 710㎡。

30ページをご覧ください。

番号13 受人 渡人 土地の所在は3条と同じです。 転用面積 1筆 2, 131㎡の内0.2035㎡ 32ページ一覧図の9番、40ページ上の3-13、5-13になります。

25ページをご覧ください。

番号14 借人 ○○ ○○ 貸人 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○○△△△番△ 田 1筆 552㎡。

30ページをご覧ください。

番号14 受人 渡人 土地の所在は3条と同じです。 転用面積 1筆 1, 655㎡の内0.2575㎡ 32ページ一覧図の9番、40ページ下の3-14、5-14になります。

26ページをご覧ください。

番号15 借人 ○○ ○○ 貸人 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○○△△△番△ 田 1筆 552㎡。

31ページをご覧ください。

番号15 受人 渡人 土地の所在は3条と同じです。 転用面積 1筆 1, 655㎡の内0.1675㎡ 32ページ一覧図の9番、40ページ下の3-15、5-15になります。

26ページをご覧ください。

番号16 借人 ○○ ○○ 貸人 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○○△△△番△ 畑 1筆 1, 219㎡。

31ページをご覧ください。

番号16 受人 渡人 土地の所在は3条と同じです。 転用面積 1筆 1, 219㎡の内0.3295㎡ 32ページ一覧図の14番、45ページ上の3-16、5-16になります。

26ページをご覧ください。

番号17 借人 ○○ ○○ 貸人 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○○△△△番△ 畑 1筆 949㎡

	<p>31ページをご覧ください。</p> <p>番号17 受人 渡人 土地の所在は3条と同じです。転用面積 1筆 949㎡の内0.2935㎡ 32ページ一覧図の14番、45ページ上の3-17、5-17になります。</p> <p>26ページをご覧ください。</p> <p>番号18 借人 ○○ ○○ 貸人 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△番 畑 1筆 740㎡。</p> <p>31ページをご覧ください。</p> <p>番号18 受人 渡人 土地の所在は3条と同じです。転用面積 1筆 1,479㎡の内0.2665㎡ 32ページ一覧図の15番、45ページ下の3-18、5-18になります。</p> <p>26ページをご覧ください。</p> <p>番号19 借人 ○○○○ 貸人 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△番 畑 1筆 740㎡。</p> <p>31ページをご覧ください。</p> <p>番号19 受人 渡人 土地の所在は3条と同じです。転用面積 1筆 1,479㎡の内0.2125㎡ 32ページ一覧図の15番、45ページ下の3-19、5-19になります。</p> <p>22ページにお戻りください。ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>営農型太陽光発電関連の農地法第3、5条の規定による許可申請を審議いたします。推進委員の方から意見がありますか。推進委員大沢2番</p>
推進委員 大沢2番	<p>更新ということですが、適正に運営されているかどうか収支報告書等は農業委員会に提出されるのですか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>年に1回、営農状況報告書を、農業委員会を経由して県に提出されております。その中で、単収8割を満たしていないといけないというものがありますが、発電事業者からは、榊を栽培している○○市の農地と比較して平均的な単収を満たしているとの報告でございました。</p>

	<p>申請にあたり、すべての農地を県と立ち会ったところ、生育不良な箇所もありました。</p> <p>そこで、県とも協議をさせていただき、県としても生育不良であるからすぐ不許可にするのではなく、不良の原因と改善計画書の提出を求め適切な営農を目指すことを条件に許可を認めると伺っております。</p>
推進委員 大沢 2 番	発電事業者からは収支報告書は提出されているのですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	各申請書に発電量に対していくらという実績は出ております。更新を認可するのにあたり、発電量等については重要ではなく、農業委員会の方では3条5条のところで下の作物が、適正に営農されているかどうかを判断基準にすると伺っております。
推進委員 大沢 2 番	毎年どれくらい利益があるのですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	最終的に黒字になるのは10年目に初めて黒字が出る計画になっております。
議 長	他に推進委員の方で、意見がある方はいらっしゃいますか。意見がないようですので次に移ります。
	農業委員の方で質問ある方は挙手を求めます。6番委員。
6番委員	他の営農型太陽光パネルを見ますと隙間がなかったり、間隔が空いていたり様々ですが、営農型太陽光のパネルは基準があるのかどうか伺います。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。

事務局	<p>基準ではないのですが、申請人が栽培している櫛ですが、日陰でないと育たない作物ということで、太陽光パネルの隙間を開けずに設置しているようです。下に植える作物によってパネルの設置の仕方は変わってくるようです。</p>
6 番委員	<p>事業者が倒産してしまった場合、撤去費用などはどうなるのでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事業者からは、申請書の添付書類に撤去費用の明細が書かれたものを提出されております。もし撤去が必要になったときに必要な金額はあるとのことでした。</p>
推進委員 大沢 2 番	<p>パネルを処分する費用は、撤去費用の中に含まれておりますか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>処分費用は含まれておりません。</p>
推進委員 大沢 2 番	<p>パネルは、誰が処分するのか、誰が費用を負担するのかなど詳しく決めていただきたい。</p>
議 長	<p>事務局の方で、わかる範囲で確認をしてください。</p>
議 長	<p>他に農業委員の方で質問はありますか。 3 番委員</p>
3 番委員	<p>申請地の面積で、どれくらいの町の税収があるのでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>税務課に確認したところ、営農型太陽光の土地に関しては農地として課税されているようです。</p> <p>ただ、固定資産税の中の償却資産は税収が上がるようです。</p>
3 番委員	<p>どのくらい町に税収があるのかを具体的に数字で教えていただきたい。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>詳しい数字ですが事務局はそこまで把握しておりません。税務課の方に確認します。</p>
議 長	<p>他に農業委員の方で質問はありますか。 1 番委員</p>
1 番委員	<p>美里町は営農型太陽光が多く見受けられますが町としての推進は営農型太陽光が一番なのでしょう。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>町は特に、営農型太陽光を推進していません。あくまでも申請人が考えて申請が出てきたものに対して審査をしていただいて許可、不許可を出しているところです。</p>
議 長	<p>他に質問はありますか。推進委員松久 1 番</p>
推進委員 松久 1 番	<p>日本では将来、電力不足になるという問題がある中で、現在の太陽光パネル数では足りないようです。そうした問題がある中で国として設置者に利益が出るようにし今後もっと太陽光パネルを設置し増えるように方針を変えていくとのようです。</p> <p>そうした問題がある中で、宅地や雑種地の数には限りがありますので、使っていない農地に太陽光を設置するというのはいいのではないかと私は思います。</p>

<p>議 長</p>	<p>他に質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。</p> <p>営農型太陽光発電関連の農地法第3、5条の規定による許可申請案件について、賛成と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、決定します。</p> <p>続きまして、営農型太陽光発電関連の農地法第5条の規定による許可申請案件について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>5条の審議が終わりましたので5番委員の入室をお願いいたします。</p> <p>営農型太陽光発電関連の農地法第3の規定による許可申請案件について、審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>営農型太陽光発電関連の農地法第3、5条の規定による許可申請案件につきましては許可と議決されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>第5号議案 認定農業者の申請に係る意見について議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>47ページをご覧ください。</p> <p>認定農業者の認定は、申請者が農業経営改善計画を作成し、町で受付後、農業経営改善支援センターにおいて審査したのち、農業委員会に意見を求めることとなっています。</p>

	<p>農業経営改善計画の目標年次が5年後となっているため、新たな目標を立て改善計画を立てたとのことです。</p> <p>番号1 ○○○ ○○△△△△番地△ 63歳 営農類型 酪農 肉用牛 計画の概要 乳牛(成牛)23→30頭 乳牛(育牛)8→16頭 和牛9→12頭 経営改善の方向の概要 酪農部門において、乳牛の高齢化及び近年の猛暑の影響で乳牛が体調を崩してしまったことで、生産性が下がり経営規模が縮小してしまった。優良種の乳牛への入れ替え等若返りを図り、生産性の向上と規模の再拡大を目指す。とのことです。ご審議お願いいたします。</p> <p>議長 推進委員の方で意見はありますか。なければ農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。</p> <p>他に質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。</p> <p>認定農業者の申請に係る意見について、更新の番号1については、「意見なし」とすることでよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、決定します。</p> <p>議長 議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理にお願いいたします。</p> <p>会長代理 本日も意見がたくさん出て、よい会議になったと思います。次回もよろしくお願いたします。ありがとうございました。以上をもちまして、第7回の農業委員会総会を終了します。</p>
--	---



上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年7月26日

議 長

署名委員

署名委員